

さいたま市環境局公式 Instagram 運用方針

1 目的

さいたま市環境局公式 Instagram アカウント（以下、「当アカウント」という。）で、主に「環境教育・学習」に関連した画像等を発信することで、市民等の環境意識と行動への意欲を高め、いつでも、どこでも、みんなで、環境教育に取り組める機会を提供し、環境教育・学習の推進を図ることを目的とします。

2 ユーザーネーム

ユーザーネームは「@saitama_kankyo」とします。

3 発信主体及び管理者

当アカウントの発信主体は、環境局環境共生部環境総務課とし、管理者は環境総務課長とします。

4 発信内容

環境教育・学習に関連した写真画像にコメントを付けて発信します。

5 投稿等への回答

当アカウントへのコメントについては、個別対応は原則行わないものとします。

6 禁止事項

当アカウントの運用にあたり、次の事項に該当すると管理者が判断した投稿がなされたときは、投稿者に断りなく、全部又は一部を非表示、削除、拒否する場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反する恐れがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8) さいたま市を含む他者になりすますもの
- (9) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (10) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム

- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) Instagram の利用規約に反するもの
- (14) その他、当アカウントの運営上、他人に不利益を与えるなど、管理者が不適当と判断したもの

7 知的財産権

- (1) 当アカウントに掲載する個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等全ての権利）は、さいたま市もしくはさいたま市以外の原著作者等に帰属します。
- (2) 当アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできないものとします。

8 免責事項

- (1) さいたま市は、当アカウントに掲載する情報の正確性には万全を期していますが、当アカウントの情報を用いて、利用者が行う一切の行為について、さいたま市はいかなる責任も負いません。
- (2) さいたま市は、当アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) さいたま市は、利用者により投稿されたコメント等について一切の責任を負いません。
- (4) さいたま市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) さいたま市は、上記免責事項の他、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (6) さいたま市は、当運用方針を、予告なく変更する場合があります。
- (7) さいたま市は、予告なく当アカウントを停止・終了する場合があります。

9 個人情報

当アカウントでの個人情報の収集、利用、管理について、さいたま市個人情報保護条例に基づき、次のとおり適切に取り扱うものとします。

- (1) 個人情報とは、当アカウントを通じて管理者が提供を受けた、住所、氏名、電話番号、E-mail アドレス等、特定の個人を識別できる情報をいいます。
- (2) 当アカウントを通じて管理者が個人情報を収集する際は、利用者の意思による情報の提供を原則とします。個人情報の収集にあたってはその利用目的を特定し、明示するものとします。なお、個人情報の収集は特定された利用目的を達成するために必要な範囲内で行います。
- (3) 提供された個人情報は、あらかじめ明示した利用目的の範囲内で利用します。なお、

個人情報、利用者本人の同意がある場合などさいたま市個人情報保護条例で定める一定の場合を除き、明示した利用目的以外で利用、提供することはありません。

- (4) 収集した個人情報については、管理者が管理し、漏えい、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じます。利用目的に関し保存の必要のなくなった個人情報については、確実にかつ速やかに消去します。

10 適用

この運用方針は、令和3年4月30日から適用する。

附 則

この運用方針は、令和5年4月1日から適用する。